

建設時評

国際的な建設労働移動

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

総括主席研究員 岩松 準

外国人労働者の制度を日本にも導入することとなった。第197回臨時国会で昨年11月2日に衆院に提出された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」は、僅かな審議時間で12月8日に両院を通過し成立した。本年4月1日に施行される。法律そのものは僅か2条で、法案名と同じだが、「特定技能」という新たな在留資格を設けることを主な内容とする「出入国管理及び難民認定法」の一部改正と、「出入国在留管理庁」を新設するという「法務省設置法」の一部改正とからなる。この法律自体には具体的な内容は示さず、年末の予算要求スケジュールにあわせた関連各省庁の作業の結果を受けて、12月25日に閣議決定した「特定産業分野に係る分野別運用方針」に建設分野の大方針が示された。また、関係政令の改正内容も12月28日に示され、本稿執筆時点の1月中旬ではこれのパブリックコメント（案件番号300130143）が実施中であり、26日に意見募集が終わることになっている。

* * *

「分野別運用方針」は次のようになっている。来年4月に受け入れを開始する特定技能1号の受入れ見込数（5年間の最大値）は全体14分野で34万5,150人。そのうち建設は、介護8万人、外食業5.3万人に次ぐ4万人である。その内訳職種としては、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装の12職

種（11試験区分）としている。なお、建設の4万人という数字については、むこう5年間で21万人の人手不足が見込まれることから、「過大な受入れ数とはなっていない」としている。さらに、技能水準がより高く家族帯同が認められる特定技能2号は、建設と造船・舶用の2業種が、2021年度から新設の試験を始める予定で落ち着いた。

また、「受入れ機関に対して特に課す条件」として、▽外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること▽国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと▽建設業法の許可を受けていること▽日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること▽雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること▽受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定▽報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること▽国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること▽特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること、等が示された。詳細で具体的なものは今後見えてくるのであろう。

* * *

建設業に外国人は現在どれほどいるのか？厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（平成30年10月末現在）という統計資料によれば、全ての外国人労働者約146万人のうち、建設業は6万8,604人で4.7%を占める。在留資格別の内訳は多い順に、技能実習4万5,990人、身分に基づく在留資格（永住者やその配偶者や日本人配偶者や定住者）1万2,894人、専門的・技術的分野5,994人、特定活動3,280人、資格外活動（アルバイトなど）442人、不明4人となっている。国籍別では同様に多い順に、ベトナム3万1,949人、中国（香港等含む）1万2,696人、フィリピン8,144人、インドネシア3,766人、ブラジル2,584人、韓国995人、ペルー806人、等。また、外国人を雇用する事業所数は2万2,644ある。5年前が7,022事業所なので、均すと年3千事業所弱のペースで増えている。

なお、この統計は、事業主に雇用される外国人労働者が対象で、10月末時点でその事業主から提出のあった届出の集計だから、洩れもあるのだろう。例えば、特定活動の在留資

表 建設業の外国人労働者数とその比率2010～16年 (ILOSTAT)

単位：千人，%

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
AUSTRALIA	221.000 (22.1%)	241.000 (23.8%)	230.000 (23.4%)	226.000 (22.4%)	239.000 (23.1%)	241.000 (23.4%)	253.000 (23.9%)
BAHRAIN	146.638 (91.3%)						
BRUNEI DARUSSALAM	29.876 (90.9%)	36.193 (94.7%)					
INDONESIA	2.001 (0.0%)				5.045 (0.1%)	2.090 (0.0%)	
KYRGYZSTAN			89.541 (34.7%)	70.683 (29.0%)	63.377 (24.8%)	77.150 (28.9%)	96.059 (33.9%)
CAMBODIA			4.797 (1.0%)	5.452 (1.9%)			
MALAYSIA	201.600 (18.7%)	280.500 (24.4%)	281.100 (23.9%)	355.800 (27.6%)	299.700 (23.5%)	313.600 (24.0%)	
QATAR	505.721 (100.0%)						

(注) 国際労働機関 ILO の統計サイトより Employment by economic activity, total and migrants (thousands) 表から建設業 (ECO_ISIC4_F) の数字を整理した。技術者等も含む数値であることに留意。この統計とは別に職業 (occupation) による報告もあるが、建設労働者の特定は難しい。

格による国土交通省所管の外国人建設就労者受入事業では、昨年11月末で4,244人と公表している。

* * *

では、諸外国の外国人建設労働者数ほどの程度か？ お隣の韓国ではその前年に成立した「外国人労働者の雇用等に関する法律」によって2004年8月から「雇用許可制」が施行され、本格的に外国人労働者の受入れを始めた（07年に旧来の「産業研修生制度」は廃止、雇用許可制が全面施行）。日本よりも15年も前のことになる。韓国建設産業研究院 (KICT) の報告書「2019年建設業外国人労働者適正規模算定研究」によると、昨年は21万2,300人に達し、今年もさらに1.5万人程度が増える見込みで、韓国全体の建設労働の供給規模に対し14%程度を占める計算になるという。職種別内訳では「仕事が大変な割に賃金が安い」とされる型枠工や鉄筋工が多く、2019年の型枠工の外国人比率は28.9%、鉄筋工の外国人比率も10.8%と見込んでいるようだ。（日刊建設工業新聞2018/12/12記事）

同様に、英国では2011年センサスの数字として全土で22万4千人が英国圏外の建設労働者であり10%を占めている。また、2014～16年の人口統計 (ONS Annual Population Survey) では、首都ロンドンでのそれは7万人 (40%) という。また、米国では2015年時点の外国人建設労働者は240万人で24.7% (全産業では17.1%) を占めるとしている。

その内訳はメキシコ53.1%、他のラテンアメリカ諸国が31.2%である。(CPWR, The Construction Chart Book, 6th Edition, 2018.2)

* * *

他の諸国はどうか？ ということで、国際労働機関 ILO の統計を調べてみた。表には2010年以降で数値が得られる8カ国分しかないが、筆者の知る限り、これらが現時点で一般入手可能な最大範囲のものとなる。

表でカタールやバーレーンは中東を代表する。この地域をGCC (Gulf Cooperation Council 湾岸協力会議) と呼ぶが、その多くで自国民が建設労働に従事することは無く、外国人に頼っている。同様に原油資源が豊富なブルネイも94.7% (3.6万人) であり、ほとんどが外国人である。その他に、マレーシアは31万人で約24% (インドネシア人が多い)、オーストラリアは25万人で約24%、旧ソ連邦だった中央アジアの国キルギスは9.6万人で約34%、等の数値が判明する (何れも最新の値で)。

今後の日本で、技能実習や建設就労者を含めて、外国人の建設労働者はどれほどの数になるのか？ 国際的な労働移動を捉えて検討することが必要だと思う。日本は制度導入で当面の人手不足解消に繋がるだろうが、この産業や社会にどんな影響が及ぶかについて、諸外国の先例を慎重に学ぶ必要性も高い。

参考：拙著「外国人労働者」建設時評, pp.8-9 (記事欄), 2014.6.